国連制裁委員会による指定日：2011年５月11日（2012年６月１日に改訂）
その他の情報：ハッカーニ・ネットワークの実戦司令官及びミラーン・シャーにおけるタリバーン・シューラのメンバー。アフガニスタン南東部の標的に対する先導攻撃を支援する。ジャラルッディーン・ハッカーニ（40．に指定した個人）の息子。シラージュッディーン・ジャラールッディーン・ハッカーニ（517．に指定した個人）及びナーセルッディーン・ハッカーニ（571．に指定した個人）の兄弟。ハリール・アフメド・ハッカーニ（582．に指定した個人）の甥。
【アル・カーイダと関係を有する個人】
594．マティ・ウル・レフマン・アリ・ムハンマド（別名：(a)マティ・ウル・レフマン(b)マティ・ウル・レフマン(c)マテュール・ラフマン(d)マテュール・レフマン(e)マッティ・アル・レフマン(f)アブドゥル・サマド(g)サマド・シアル(h)アブドゥル・サマド・シアル(i)ウスタド・タルハ(j)カリ・ムシュターク(k)タリク(l)フセイン）
MATI UR-REHMAN ALI MUHAMMAD (a.k.a. : (a)Mati-ur Rehman (b)Mati ur Rehman (c)Matiur Rahman (d)Matiur Rehman (e)Matti al-Rehman (f)Abdul Samad (g)Samad Sial (h)Abdul Samad Sial (i)Ustad Talha (j)Qari Mushtaq (k)Tariq (l)Hussain)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1977年頃
出生地：Chak number 36／DNB, Rajkan, Madina Colony, Bahawalpur District, Punjab Province, Pakistan
国籍：パキスタン
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2011年８月22日（2012年５月10日に改訂）
その他の情報：ラシュカル・イ・ジャングヴィ（ＬＪ）(340．に指定した団体)の作戦司令官長。ハルカトゥル・ジハーデ・イスラミ（575．に指定した団体）と関係がある。
【タリバーンと関係を有する個人】
603．モハンマド・アマン・アフンド（別名：(a)モハンメド・アマン(b)ムラー・モハンメド・オマーン(c)ムラー・マド・アマン・ウスタド・ヌールザイ(d)サナウッラー）
MOHAMMAD AMAN AKHUND (a.k.a. : (a)Mohammed Aman (b)Mullah Mohammed Oman (c)Mullah Mad Aman Ustad Noorzai (d)Sanaullah)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1970年
出生地：Bande Tumur Village, Maiwand District, Kandahar Province, Afghanistan
国籍：不明
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2012年１月６日（2012年５月18日に改訂）
その他の情報：2011年時点で、財務を担当するタリバーンの幹部。指導部への資金調達にも携わっている。タリバーンの活動に対してロジスティック支援を行い、麻薬取引の収益を武器の購入に充てた。タリバーンの指導者モハンメド・オマル（４．に指定した個人）の秘書であり、タリバーンの上級会合においてモハンメド・オマルのメッセンジャーを務めている。グル・アーガー・イシャークザイ（572．に指定した個人）と関係がある。タリバーン統治時代のモハンメド・オマル（４．に指定した個人）派閥のメンバー。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５５号
長野県埴科郡坂城町大字上五明1340番地の１
債務者　大澤　勝江（旧姓森）
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川島　利夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２１９９号
北海道江別市野幌若葉町56番地の10　第２冨永ハイツ201号
債務者　工藤　健一
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　　良
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月26日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７１号
北九州市戸畑区浅生１丁目12番７号
債務者　福田　　豊
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大年　一彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３４４号
埼玉県川口市北園町42番１号
債務者　深野　富子
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東谷　良子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
北九州市八幡東区石坪町14番20号
債務者　留村　和利
１　決定年月日時　平成24年10月12日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤井　　晋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８２号
茨城県水戸市堀町1188番地の１　塙コーポＣ棟12号
債務者　冨山　祐太
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　健秀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８８４号
名古屋市千種区東山元町２丁目５番地の１三旺マンション東山公園201号、従前の住所名古屋市中区新栄１丁目６―19　マザック新栄602・名古屋市名東区文教台１―1408レトア文教台101号
債務者　神田　稔之
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川　博晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部